

ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書
の提出を求める陳情

2019年5月19日

米子市 議会議長 長 近 穰 爾 様

陳情者

住 所 〒682-0882

倉吉市湊町 328

氏 名 池 原 正 雄

(ハンセン病元患者家族に対する政
府の謝罪と賠償を求める会代表)

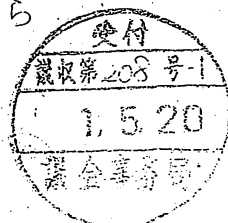
(陳情の要旨および理由)

ハンセン病元患者家族の被害訴訟に対して、政府の謝罪・賠償を求め
ての集団訴訟が行われたのは2016年3月15日のことでした。これに対
して政府は、「家族については被害は及んでいない」との立場をとり、
家族の要求を拒否しています。

ハンセン病差別の根源「らい予防法」が1996年に廃止された以降政
府は、2001年の熊本地裁判決において隔離政策の違憲性を受け入れ、
ハンセン病療養所入所者への謝罪と補償を行いました。同時に、厚生労
働省内に「ハンセン病検証会議」を立ち上げ、差別実態を明らかにしよ
うと、自治体、医療界、教育界、マスコミなど、あらゆる分野の実態と
検証を行うとともに、「家族の被害」についても調査・検証を行って
います。

その後救済対象は、旧植民地下の台湾・朝鮮の療養所入所者にも及び、
残すは家族被害に対してのみとなっています。被害状況については、多
くの関連出版物やマスコミ報道についても明らかにされており、原告の
大半が本名を名乗れぬところに家族被害が示されていると言えます。ま
た、現在の厚生労働省が発行している中学生向け啓発パンフレットには、
入所者や社会復帰者、その家族への偏見と差別」について記述されて
おり、政府自身が家族被害を認めています。

これらのことから現在政府の家族被害訴訟に対する対応は、政府自ら



が国民に啓発してきたことと相反しており、その結果、国民に不信感を招いていると言わざるを得ません。

さらに厚生労働省は、毎年6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復および追悼の日」と定め式典を開き、省内敷地に「ハンセン病施策の反省と謝罪・亡くなった方への追悼と解決に向けての取り組み」を碑文に示しています。家族被害を認めぬ態度は、元患者家族がこの碑文の対象ではないことを示し、これは実態を無視していることと他ならず、ハンセン病差別の問題解決につながらないと考えます。

ハンセン病家族の被害は、私たちの隣人の問題です。とりわけ鳥取県は、官民一体となり患者を療養所に強制隔離する「無らい県運動」に最も積極的に取り組んだ歴史体験をもちます。だからこそ今度は、官民一体となりすべてのハンセン病差別の救済に積極的に取り組む責務があると考えます。

以上の点から、今回の陳情とすることになりました。

(陳情の内容)

ハンセン病元患者家族の被害を直視し、元患者家族に対して謝罪と賠償を行うよう、政府および国会に求める意見書を提出すること

以上

2019年 6月10日

米子市議会議長 様

(提出者)

米子市上福原3-1-6-504

深田 卓也

090 4570 9328



公文書開示に関して、音声データについては CD 等電子メディアでの開示
(提供) を求める陳情

要旨

現在、米子市では、音声データの開示を公文書開示請求で求めても、視聴し
かできません。これを CD 等のメディアでの開示 (提供) をしてください。

理由

各種委員会などの議事録作成に当たっては、録音されていると思います。過去
は、テープだったと思いますが、現在は IC レコーダーだと思います。そして現
在の技術ではそれを CD に移すということも簡単です。音声データの開示を
求めても、市役所内です〜と聞いていなくてははいけません。これを CD 等で交付
されることができたら自宅でゆっくり視聴できます。もちろん CD 等の費用は
利用者負担で構いません。

現在鳥取県ではそのサービスをしています。

米子市にその設備がまだないのであれば、その設備をぜひ導入してください。

